

令和 6 年 8 月 8 日

業務委託契約等での随意契約の状況

1 主旨

本委員会では、区の契約のうち委員会が指定したものに関して入札の経緯や随意契約の理由等について審議を行ってきたが、昨年度から審議案件の対象を拡大し、工事請負契約以外の業務委託、物品購入、賃貸借等の契約も含むこととしたところである。

審議の結果、業務委託契約に関して随意契約が半数以上を占めていることを踏まえ、やむを得ない業務を除き、可能な限り競争入札によって選定するように改めて検討するとともに、随意契約の理由を明確に説明できるよう留意するよう意見の具申があった。

競争入札によることが原則とされる地方公共団体の契約にあつて、随意契約については公平性、経済性、透明性の観点から適正な運用が求められる。区では随意契約の必要性を案件ごとに精査し、適切な契約事務の執行に努めているところだが、委員会からの意見も踏まえ、区の随意契約の状況を再確認することによって更なる契約の適正化を図る。

2 地方自治法における随意契約の規定

地方自治法では、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号の各号に該当する場合のみ随意契約をすることができるとされている。

世田谷区の随意契約では大半が第 1 号または第 2 号によっており、一部では第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 9 号によるものがある。

【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の規定】

事由	規定内容
1 号	少額（地方公共団体の規則で定める額）の契約
2 号	その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
3 号	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
4 号	新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき
5 号	緊急の必要によるもの
6 号	競争入札に付することが不利なもの
7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの
8 号	競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき
9 号	競争入札において落札者が契約を締結しないとき

3 令和5年度随意契約の状況

業務委託など工事請負契約以外の契約について、令和5年度の随意契約（1号による少額の契約を除く。）を下表のとおり分類し、件数を集計した。

合計1,596件のうち、最も多いものはプロポーザル方式によるもので261件、2番目に多いものは契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって全ての条件を満たす者が1者に特定されるもので241件、3番目に多いものは機器・システム等の開発・設計・製造者と契約するもので230件であった。

No.	種別	事由	随意契約理由の主な内容	件数
1	プロポーザル	2号	プロポーザル方式により選定したもの	261
2	複数条件該当	2号	契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定されるもの	241
3	開発者等	2号	既存設備等に関する知識や特定の部品等を要するため機器やシステム等の開発・設計・製造者でなければできない保守、点検、改修等を実施するもの	230
4	関連業務	2号	他の業務（区以外の者が発注する業務を含む。）と密接な関連があるため当該業務の受注者と契約するもの	126
5	著作権等	2号	著作権、特許権その他の排他的権利を有する者にしかできない保守、点検、改修等を実施するもの	103
6	経過等熟知	2号	業務の継続性を確保するため当該事業の経過等を熟知した者でなければ履行できないもの	98
7	医師会等	2号	身近な医療機関で受診できる体制を整備する等の目的のため医師会、薬剤師会と契約するもの	93
8	政策目的 （障害者支援施設等）	3号	障害者支援施設、シルバー人材センター等、特定の施設等から障害福祉の増進等の一定の政策目的のため物品および役務の調達をするもの	69
9	政策目的 （外郭団体）	2号	政策的に区の外郭団体と契約するもの	63
10	不調随契	8号	競争入札を実施したが、入札者または落札者がなく随意契約したもの	59
11	協定等	2号	契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定しているもの	47

12	既設置設備利用	2号	既に設置されている設備を利用するため、当該設備を使用できる者と契約するもの	42
13	地域団体	2号	地域コミュニティの促進や青少年の健全育成を目的として当該地区の町会、青少年地区委員会など地域団体と契約するもの	41
14	納入者特定物品	2号	契約の目的物が特定の者でなければ納入できない物品やライセンスであるもの	35
15	再賃貸借	2号	借入れ期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って引き続き借り入れるもの	26
16	組合	2号	短期間に履行可能な者を迅速に手配するため区内事業者等で構成される組合と契約するもの	24
17	緊急随契	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないもの	9
18	見積合せ不調	2号	見積合せを実施したが、入札者または落札者がなく随意契約したもの	3
19	価格固定	2号	額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められるもの	1
20	法令等	2号	法令等により契約の相手方が特定されているもの	1
21	その他	2号	その他特定のものでなければ役務を提供することができないもの	24

合計 1,596